

岩手県告示第36号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、当該出願に係る関係書類を令和4年1月25日から同年2月15日まで岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター漁港管理課に備えておいて縦覧に供する。

令和4年1月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 免許の出願をした者の住所及び名称

- (1) 住所 宮古市宮町一丁目1番30号
- (2) 名称 宮古市

2 埋立区域

- (1) 位置 宮古市赤前第15地割33番1及び80番地先水面
- (2) 区域 津軽石漁港内の三級基準点（T h - N o . 4）を基点とし、基点から195度25分38秒 64.76メートルの点を1点とし、1点から104度18分40秒 1.66メートルの点を2点とし、2点から104度18分40秒 30.09メートルの点を3点とし、3点から194度26分35秒 7.00メートルの点を4点とし、4点から103度55分30秒 2.37メートルの点を5点とし、5点から202度22分02秒 19.86メートルの点を6点とし、6点から284度22分08秒 31.34メートルの点を7点とし、1点から7点までの各点を順次に直線で結んだ線及び7点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域
- (3) 面積 864.79平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 2(1)と同じ。
- (2) 区域 別紙図面のとおり。
- (3) 面積 2,895.88平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

- (1) 着手期間 免許の日から起算して180日以内
- (2) しゅん功期間 着手の日から令和7年3月31日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター漁港管理課に備えておいて縦覧に供する。